

社会福祉主事任用資格の取り扱いについて

和歌山信愛女子短期大学 教務部

社会福祉主事任用資格の証明についての取扱いは、以下の通りとする。

記

1. 証明書を発行する条件は以下の通りとする。

＜社会福祉主事任用資格 条件＞

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

- ・ 卒業年次が平成24年度以降の場合、
社会福祉、教育原理、保育原理Ⅰ・Ⅱ、児童家庭福祉、相談援助
- ・ 卒業年次が平成23年度以前の場合、
厚生省告示 第226号、18号、52号、153号に該当する科目

2. 条件を満たした場合に本学が発行する証明書は、卒業証明書と成績証明書とする。

以上